

平成27年4月21日

各位

会社名 株式会社京王ズホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 長野 成晃  
(コード：3731 東証マザーズ)  
問い合わせ先 管理本部 財務経理課  
(TEL：022-722-0333)

### 第三者調査委員会からの調査報告書の受領に関するお知らせ

当社は、平成27年3月31日付「第三者調査委員会の設置に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、社内調査の過程において当社の連結子会社である株式会社ノーブルコミュニケーション及び株式会社IJTの2社間において売上、費用等の付け替えがあった可能性（以下「本件疑義」といいます。）があることが判明いたしました。

このため当社は、当社と利害関係を有しない外部の法律および会計の専門家によって構成される第三者調査委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置して、本件疑義の調査を進めておりました。

そして当社は、本日、本委員会から「調査報告書」（以下「本調査報告書」といいます。）を受領いたしましたので、その内容および当社の今後の対応等につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本調査報告書の内容

本調査報告書の内容は、別紙「調査報告書」をご参照ください。

なお、本調査報告書の公表にあたりましては、同書に記載されている個人等に対する社会的評価や私生活へ与える影響等に鑑み、法人名および個人名等の一部は匿名とさせていただきます。

##### 2. 当社の連結業績および個別業績に与える影響

本調査報告書において、本委員会から当社の会計処理のうち訂正を要する事項についての判断およびその額が示されております。

この内容を踏まえ検討し、訂正が必要と判断した場合は、会計監査人による監査を経た過年度有価証券報告書および四半期報告書の訂正報告書の提出ならびに訂正後の過年度決算短信等の開示をするとともに、この訂正が当社の連結業績および個別業績に与える影響を適時開示にてお知らせいたします。

### 3. 第三者調査委員会の調査結果を受けた当社の対応方針等

当社は、今回の調査結果において不適切な会計処理が経営陣により意図的に行われたものと判断するには至らなかったとされる一方、不適切な会計処理の指摘を受けたことを真摯に受け止め、再発防止のための提言に沿って諸策を策定し、実行して参ります。具体的な再発防止策につきましては、平成 27 年 4 月 30 日を目途として、社内で検討および決定し、速やかに公表いたします。

今後、当社グループの全役員および従業員が一丸となって信頼回復に努めて参る所存でございますので、何卒、引き続きのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

株式会社京王ズホールディングス 御中

平成 27 年 4 月 21 日

## 調 査 報 告 書

株式会社京王ズホールディングス 第三者委員会

委員長 弁護士 曾 我 陽 一 ㊞

委員 公認会計士 松 山 昌 司 ㊞

委員 公認会計士 辻 高 史 ㊞

## 目次

第1 第三者委員会の設置経緯等.....	1
1. 設置経緯.....	1
2. 当委員会の任務.....	1
3. 当委員会の構成.....	1
4. 企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインへの準拠.....	2
第2 調査期間、調査対象、調査方法及び前提.....	2
1. 調査期間.....	2
2. 調査対象.....	2
3. 調査方法.....	3
4. 調査における前提.....	5
第3 前提となる事実.....	5
1. KHD グループの概要.....	5
2. NC、HLS 及び IJT の概要.....	6
第4 調査により認定した事実.....	9
1. 本件事案の背景.....	9
2. 本件事案の概要及び経緯.....	11
3. 売上並びに人件費及び経費が帰属すべき主体についての認定.....	13
第5 会計処理の適切性.....	15
1. 売上計上案件.....	15
2. 人件費及び経費計上案件.....	15
3. 株式譲渡価格案件.....	16
4. 会計処理の修正.....	16
第6 本件各取引に関する KHD グループ経営陣の意図.....	21
1. IJT への売上付替えに至る経営陣の認識.....	21
2. 会計監査人への対応.....	21
3. 関係者の認識に関するインタビュー結果.....	21
4. 会計処理に関する伝票処理等.....	21
5. 当委員会の判断.....	21
第7 本件事案の問題点及び再発防止策の提言.....	23
1. 適正な財務諸表の作成及び表示に関する KHD グループの経営陣の認識.....	23
2. 内部監査及び監査役監査の強化.....	23
3. グループ間取引に関する準則.....	24

## 第1 第三者委員会の設置経緯等

### 1. 設置経緯

株式会社京王ズホールディングス（以下「KHD」といい、KHD及びその連結子会社を含めて「KHDグループ」という。）は、平成26年12月12日開催の取締役会にて代表取締役を交代した。それに続き平成26年12月19日に設置された社内調査委員会にて不正行為等についての調査を実施した。また、新しい経営陣による経営管理体制に変わり、平成27年1月19日に内部管理体制確認書を株式会社東京証券取引所に提出した。新しい経営管理体制のもとで過去のKHDグループにおいて発生した取引について調査したところ、KHDの連結子会社で行われている、テレマーケティング事業（以下「TM事業」という。）の取引の適切性に疑義があると判明した。かかる疑義を受け、KHDは、これまでのKHDの連結子会社で行われているTM事業にかかる会計処理の適切性についての検証が必要であると判断し、平成27年3月31日開催のKHD取締役会において、第三者委員会を設置する旨を決議し、平成27年3月31日付けで「株式会社京王ズホールディングス 第三者委員会」（以下「当委員会」という。）が設置された。

### 2. 当委員会の任務

当委員会の主たる任務は、以下のとおりである。

- (1) これまでのKHDの連結子会社におけるTM事業にかかるグループ間取引に関する事実関係及び問題点の調査
- (2) 上記(1)において不適切な事項が認められた場合における問題点の指摘及び再発防止策に関する提言

### 3. 当委員会の構成

当委員会の委員は、以下のとおりである。いずれの委員もKHDグループとの間に何らの取引関係・利害関係はなく、完全に独立している。

委員長	曾我 陽一	弁護士（曾我法律事務所）
委員	松山 昌司	公認会計士（松山公認会計士事務所）
委員	辻 高史	公認会計士（辻公認会計士事務所）

#### 4. 企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインへの準拠

当委員会は、本件調査を受任するにあたって、KHDとの間で、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠して調査を行う旨を合意した。

### 第2 調査期間、調査対象、調査方法及び前提

#### 1. 調査期間

本件調査は平成27年4月1日から平成27年4月20日までの期間実施され、その間、計8回の委員会を開催した。委員会には委員の全てが参加した。

#### 2. 調査対象

当委員会による調査は、以下の事項を調査対象とした。

当委員会による調査は、本件調査の端緒となった社内調査の結果を受け、現在および当時における調査対象会社の責任者及び担当者に対するインタビューによって得られた内容、KHDからの提供資料の内容及び調査の網羅性等を考慮し、以下のグループ間取引等に重点をおいて行われた。なお、以下の取引等を総称して「本件各取引等」という。

##### (1) 会計処理の適切性

- ① 株式会社ノーブルコミュニケーション（以下「NC」という。）が保険会社との間で締結している代理店契約に基づき保険会社から支払われる保険契約獲得に伴うコミッション収入が株式会社 IJT（以下「IJT」という。）で売上計上されている会計処理の適否。

問題点：TM 事業において KHD の子会社である NC が保険会社との代理店契約の契約主体になり、NC 及びその従業員が保険代理店として東北財務局に登録・届出が行われており（後記②記載の2社に籍を置く従業員も NC の使用人として届け出られている）、保険会社からの契約獲得コミッションに伴う売上入金となされているが、当該業務に伴う売上は全て KHD の子会社であり保険代理店ではない IJT で計上されている。（以下「売上計上案件」という。）

- ② NC が保険会社との間で締結している代理店契約に基づく業務には NC が雇用する従業員だけでなく、IJT 及び株式会社ハーツライフサポート（以下「HLS」という。）に籍を置く従業員も従事しているところ、これら NC 名義の業務に従事している3社の従業員の人件費及び経費が IJT で費用計上されている会計処理の適否。

問題点： KHD の子会社である NC、IJT、HLS の3社はそれぞれ従業員を採用し雇用

しているものの、NCの代理店契約に基づくTM事業にはNCだけではなく他の2社に籍を置く従業員も従事しており、更にはそれらの従業員は全て対外的にはNC従業員である旨を名乗っているにもかかわらず、IJTで人件費及び経費を計上している。(以下「人件費及び経費計上案件」という。)

- ③ 平成26年10月31日に行われたグループ内のTM事業の組織再編の中で、KHDが保有するHLSとIJTの株式をNCに譲渡した際の譲渡価格の適否。

問題点：当該組織再編に伴うグループ間での株式異動の際にKHDは第三者機関による株価算定書を取得しており、当該算定書で提示された価格をベースに譲渡価格を決定している。株価算定に際してはHLS及びIJTの財務諸表等を参照しているが、上述の「売上計上案件」及び「人件費及び経費計上案件」については考慮されていない。(以下「株式譲渡価格案件」という。)

- (2) 本件各取引等において会計処理上不適切な事項が認められた場合における、当該各会計処理に関するKHDグループ経営陣の意図の有無

### 3. 調査方法

当委員会は、主として以下のとおり、(1) KHDグループの役職員及び元役員その他に対するインタビュー、(2) KHDグループの役職員及び元役員から提出された資料の閲覧・検討等、(3) TM事業が行われている西多賀コールセンターの現地見分等の方法により、本件調査を実施した。

なお、具体的な調査方法は以下のとおりである。

#### (1) インタビュー

調査対象である本件各取引等について関与していた可能性のある以下のKHDグループの関係者(経営陣、TM事業部門と管理部門の責任者及び担当者、(KHDグループを退職済みの責任者を含む))、及び合弁事業であるNCの合弁相手先の責任者に対するインタビューを実施した(必要に応じて、同一対象者に対し複数回のインタビューを実施した。)

なお、以下の役職は、本件調査開始時である平成27年4月1日時点のものである。

また、元代表取締役A氏については、当委員会から事情聴取したい旨の申出をしたものの、調査期間内における同人からの協力は得られなかった。

インタビュー対象者	主な役職等
B 氏	KHD 代表取締役社長

C 氏	HLS 元取締役社長 NC 元取締役社長 IJT 元取締役社長 KHD 元取締役
D 氏	IJT 元代表取締役 HLS 元代表取締役 NC 元代表取締役 KHD 元取締役 NC 統轄
E 氏	KHD 元業務経理部長 株式会社京王ズコミュニケーション 営業戦略 グループマネジャー
F 氏	KHD 管理本部財務経理課サブマネージャー
G 氏	法人L 常務取締役
H 氏	法人M 統括代表社員
I 氏	法人M パートナー
J 氏	法人N 代表社員
K 氏	法人O パートナー

(2) 資料の閲覧・検討

- ・HLS、NC、IJT（以下「TM 事業関連3社」という。）の謄本及び定款
- ・TM 事業関連3社の平成21年10月期以降の確定申告書
- ・HLS、IJTの株価算定書
- ・TM 事業関連3社の保険会社との代理店契約書
- ・IJTの保険代理店廃業関連資料
- ・IJT・HLS間の賃貸借契約書
- ・IJTの西多賀コールセンターの賃貸借契約書
- ・TM 事業関連3社の平成21年4月以降の取締役会議事録及び稟議書
- ・NCの秋田県への助成金申請書類
- ・TM 事業関連3社の雇用契約書
- ・NCの合弁契約解消交渉過程の関連書類
- ・TM 事業関連3社の生命保険募集人・損害保険代理店の登録状況関連資料
- ・平成21年10月期以降の連結精算表
- ・TM 事業関連3社の平成20年11月以降の総勘定元帳及び必要と認めた通帳の一部
- ・TM 事業関連3社の給与台帳及び組織図



#### 4. 調査における前提

当委員会は、KHDにおける平成27年3月決算短信の提出期限が平成27年5月中旬とされていることに鑑み、受任時から3週間に満たない極めて限られた時間の中で、調査の正確性及び網羅性を念頭に、関係者からのインタビューを実施し、客観的資料を閲覧・検討し、現地見分を行った。

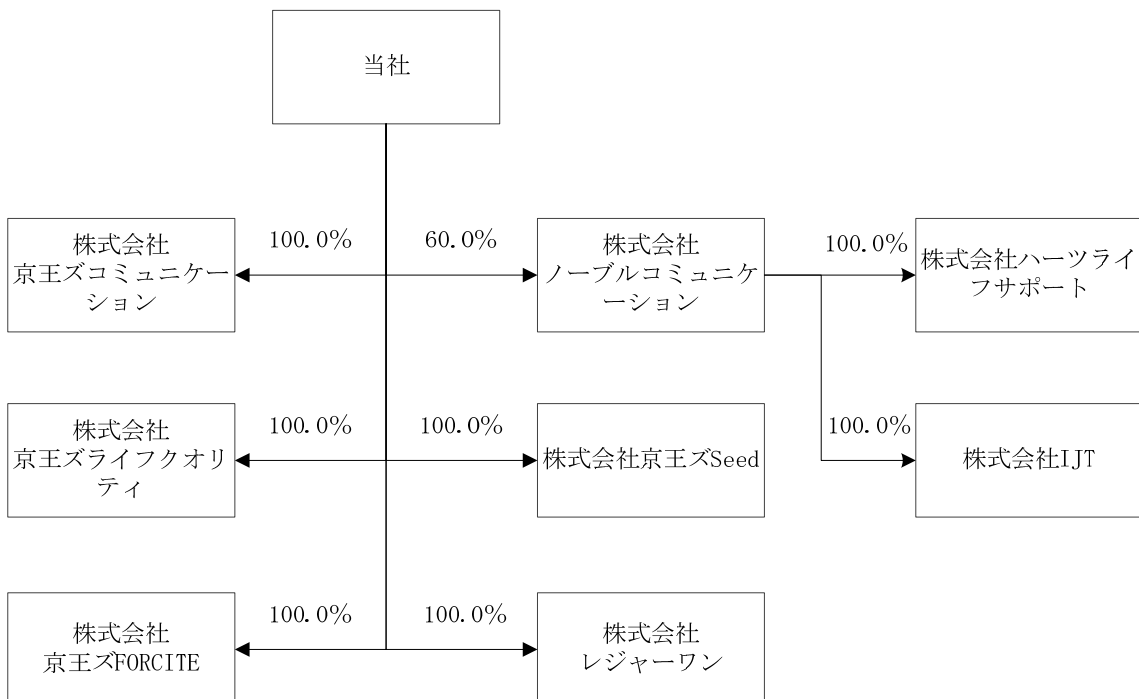
また、本件調査は、あくまで任意調査として行われたものであるが、当委員会としては、本件調査全般を通じてKHDグループから全面的な協力を得られたものと判断している。

なお、当委員会が本報告書において提言する会計処理の方向性、問題点に対する今後の再発防止策等は、KHDの判断を拘束するものではなく、これらの事項については、関係法令や監督当局等からの指示等に基づいて、最終的にはKHDの判断において行うべきものである。

### 第3 前提となる事実

#### 1. KHD グループの概要

平成27年3月31日時点のKHDグループの概要は、以下のとおりである。



2. NC、HLS 及び IJT の概要

平成27年 3 月31日時点のNC、HLS及びIJTの概要は、以下のとおりである。

(1) NC の概要

会社名	(株)ノーブルコミュニケーション			
a 事業の内容	(事業内容) コールセンターによるテレマーケティング事業。			
b 設立または出資の経緯	(出資の経緯) 平成16年 8 月に、法人Lと合併事業として、テレマーケティング事業を行うために秋田市に設立。当初は通信回線契約受付業務であったが、その後保険代理店業となっている。  (出資年月・出資割合) 平成16年 8 月 60.0% 設立			
c 株主構成	株主名	持株数	出資比率	企業グループとの関係及び出資理由
	KHD 法人P(注)	株 1,080 720	% 60.0 40.0	— —
d 役員及び役員に準ずる者の構成	代表取締役 取締役 取締役 監査役	Q氏 B氏 R氏 S氏	KHD代表取締役社長  KHD管理本部長	

(注) KHDの親会社である法人Lの子会社。

(2) HLS の概要

会社名	(株)ハーツライフサポート			
a 事業の内容	(事業内容) コールセンターによるテレマーケティング事業。			
b 設立または出資の経緯	(出資の経緯) 当時、(株)IJTにて法人T(ただし、平成24年に現在の法人Uがその保険業を譲り受けた。)を主体としてテレマーケティング事業を行っていたが、法人Tにおいて個人情報漏洩問題等が発生し、別法人としてテレマーケティング事業を行う必要性から平成21年7月に設立。なお、法人Vと法人Wとの代理店契約を締結している。 また、平成26年10月より、テレマーケティング事業の効率化を図るため、NC傘下の子会社となっている。 (出資年月・出資割合) 平成21年7月 100.0% 設立 平成26年10月 60.0% (間接)			
c 株主構成	株主名	持株数	出資比率	企業グループとの関係及び出資理由
	NC	株 20,000	% 100.0	KHDの子会社
e 役員及び役員に準ずる者の構成	代表取締役	Q氏		
	取締役	B氏		KHD代表取締役社長
	取締役	R氏		
	監査役	S氏		KHD管理本部長

(3) IJT の概要

会社名	(株)IJT																							
a 事業の内容	(事業内容) コールセンターによるテレマーケティング事業。																							
b 設立または出資の経緯	(出資の経緯) 平成19年7月に、旧(株)IJTが(株)京王ズコミュニケーションに商号変更し、移動体通信事業を行うようになったため、新(株)IJTを設立し、テレマーケティング事業を(株)京王ズコミュニケーションから譲り受けている。 なお、平成21年11月に保険代理店業を廃業している。 また、平成26年10月より、テレマーケティング事業の効率化を図るため、NC傘下の子会社となっている。 (出資年月・出資割合) 平成19年6月 100.0% 設立 平成26年10月 60.0% (間接)																							
c 株主構成	株主名	持株数	出資比率	企業グループとの関係及び出資理由																				
	NC	株 1,200	% 100.0	KHDの子会社																				
d 役員及び役員に準ずる者の構成	<table border="0"> <tr> <td>代表取締役</td> <td>Q氏</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>B氏</td> <td></td> <td></td> <td>KHD代表取締役社長</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>R氏</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>S氏</td> <td></td> <td></td> <td>KHD管理本部長</td> </tr> </table>				代表取締役	Q氏				取締役	B氏			KHD代表取締役社長	取締役	R氏				監査役	S氏			KHD管理本部長
代表取締役	Q氏																							
取締役	B氏			KHD代表取締役社長																				
取締役	R氏																							
監査役	S氏			KHD管理本部長																				

## 第4 調査により認定した事実

当委員会は、調査資料の内容、西多賀コールセンターにおける見分結果及びKHDグループの役職員その他関係者からのインタビューによって得られた内容を総合的に検討した結果、以下のような事実関係があったものと認定した（以下に記載した事実関係については、関係者の供述が必ずしも細部まで一致していない部分があるものの、核心部分においては大きな相違はないことに加え、各供述と客観的資料との整合性等も検討した結果、当委員会において合理的判断に基づき認定したものである。）。

なお、本件各取引等の会計処理の適切性に関する見解については、後記第5「会計処理の適切性」において記述する。

### 1. 本件事案の背景

#### (1) NC 及び IJT の設立

KHDは、法人Lとの間の平成16年7月15日付合弁契約に基づき、同年8月2日、KHDが60%、法人Lの子会社である法人Pが40%を出資して、秋田市でTM事業を営む会社としてNCを設立した。

また、KHDは、平成17年4月、仙台市内でTM事業を行う目的で、株式会社IJT（以下「旧IJT」という。）の全株式を法人Lの子会社から取得した。その後、平成18年11月にKHDが旧IJTに移動体通信事業を吸収分割し、平成19年7月、旧IJTは株式会社京王ズコミュニケーションに商号変更した上で、同年6月にKHDが100%出資により設立した株式会社レジャーワンにTM事業を譲渡し、同時に株式会社レジャーワンは株式会社IJT（現IJT）に商号変更した。

#### (2) NC の秋田コールセンター閉鎖

このように、KHDは、60%出資の合弁会社であるNCを通じて秋田市内で、100%出資の完全子会社であるIJTを通じて仙台市内で、それぞれTM事業を営んできたが、NCは秋田県から交付される情報通信関連企業立地促進事業補助金によって営業黒字を確保しているものの、実質的な収益は乏しい状況であった。また、IJTも未稼働の設備投資負担が過大であるなどの理由で経営が芳しくなく、平成20年10月期の経常損益で57百万円の赤字を計上していた。

KHDは、平成20年頃からグループのTM事業を存続させるための施策を検討し、結論として、平成21年6月頃、秋田市にあるNCのコールセンター（以下「秋田コールセンター」という。）を閉鎖し、仙台市太白区西多賀にあるIJTのコールセンター（以下「西多賀コールセンター」という。）にTM事業を集約させ、コスト改善を図りながら収益向上を目指すこととした。その主たる理由は、低迷するTM事業に関して秋田と仙台の2つの事

業所をともに存続させることは不可能であるとの判断に立った上で、NCの秋田県からの上記補助金も平成21年8月までで終了すること、秋田県ではテレマーケティングのアウトバンドコールを規制する条例制定の動きがあったことから、NCの秋田コールセンターを閉鎖してIJTの西多賀コールセンターに統合するのが合理的と考えたことによる。

NCの秋田コールセンターを閉鎖することについては、KHDの代表取締役社長であり、かつNCの代表取締役会長であったA氏と、法人Lの取締役であったG氏とが話し合い、口頭で合意に至った。なお、合意の際、A氏は、秋田コールセンターの閉鎖について、単にコールセンターを閉鎖するだけでなく、コールセンター閉鎖後にKHDと法人P（実質的にはその親会社である法人L）のNCに関する合弁関係をいずれ解消する、との趣旨で伝え、G氏もそれを了承している。

### （3）IJTの廃業及びNCの営業継続

KHD及びIJTは、同じく平成20年頃、横浜市に本店のある法人Xから、法人T（法人Uが平成24年にその保険業を譲り受けている。）に対する保険契約担当代理店の地位を有する個別契約（特約を含む。）の全部の保険契約における保険契約担当代理店たる地位を譲渡してもらいたい旨の申し入れを受けた。当時資金繰りが逼迫していたKHDはこの申し入れに応じ、平成21年1月30日付けでIJTは法人Xとの間で上記契約上の地位の譲渡契約を締結し、地位を譲渡した。この契約上の地位譲渡後、IJTは法人Tの生命保険募集人としての登録を抹消した。また、IJTは法人Vの商材も取り扱っていたところ、同年11月16日付けで法人Vとの代理店業務委託契約を解約した。そして、同月25日付けで生命保険募集代理店の廃業を届け出、同月26日付けで生命保険募集人としての登録は廃止された。

IJTが法人Tの生命保険募集人登録を抹消した後も、同社は平成21年4月、同社の従業員をNC仙台支店の従業員として募集人登録し、NC仙台支店の名前で法人T代理店としての営業が継続された。また、同年6月に秋田コールセンターが閉鎖され西多賀コールセンターに集約された後も、秋田コールセンターから移転したNCの従業員若干名を除くと、IJTに籍を置く従業員らによってNCの名前で営業活動が行われた。

なお、出向契約書は作成されていないものの、IJT籍の従業員が上記事業に従事しているのは、NCへの出向と理解できる。

### （4）HLSの設立

KHDグループのTM事業は、NC、IJTともに法人Tに大きく依存していたところ、平成21年に法人Tの個人情報漏洩問題が起きたことから、KHDは、リスク分散のため取引先の多様化を図るべきと考え、同年7月、100%出資の完全子会社であった株式会社E・SツイーをHLSに商号変更し、TM事業の子会社とした。その後、は法人W及び法人Vと代理店契約を結び、同社らの商材を取り扱っている。

HLSの従業員は、HLSの保険代理店業務に従事する者もいる一方で、IJTの従業員と同様に、NCの保険代理店業務に従事する者もあり、後者は出向と理解できる。

#### (5) NCに関する合弁解消交渉

NCが秋田コールセンターを閉鎖した後、KHDは法人Lとの間で、NCに関する合弁関係解消に向けた交渉を開始した。交渉に当たったのは主としてKHD取締役（兼HLS、NC及びIJTの取締役社長）であったC氏であり、法人L側は主としてパートナー戦略室のY氏及び法人Lの子会社である法人ZのAA氏であった。

C氏は、具体的な解消方法として、KHDが法人Pから同社の保有するNC株式40%の全部をKHDが譲り受け、NCを完全子会社とする案を提示したが、NC及びIJTがNFCに支払ったアドバンスコミッションの精算を含めて譲渡代金を決定しようとしたことなどから、譲渡代金が定まらず、交渉は難航した。

もっとも平成23年3月頃には最終合意に向けた話し合いの機会が設けられようとしていたが、同月発生した東日本大震災の影響で実現せず、さらにその後発覚したKHDの不正行為等（不適切な会計処理）の問題もあって、実質的な交渉は行われることなく、合弁関係は解消されないまま今日に至っている。

#### (6) 西多賀コールセンターにおける営業及び従業員の在籍関係

西多賀コールセンターでは、NC名義のTM事業（法人T、法人AB、法人AC、法人AD及び法人AEの代理店業務）と、HLS名義のTM事業（法人W及び法人Vの代理店業務）が行われている。そのうち、HLS名義のTM事業には、常時2名乃至5名程度の従業員が従事しているが、それらは皆、HLSに雇用されている。他方、NC名義のTM事業には、常時80名程度の従業員が従事しているところ、それらの従業員は、NC、IJT、HLSの各社に在籍する者が混在している。

## 2. 本件事案の概要及び経緯

### (1) 売上計上案件

#### ① 概要

NCは、法人T、法人AB、法人AC、法人AD及び法人AEとの間で代理店契約を締結している。そして、各代理店契約に基づき計算された所定のコミッションが、毎月、上記5社からNC名義の預金口座に振込入金されている。

他方、これらのコミッション収入は、平成21年6月以降、NCではなくIJTの売上に全額計上されている。そして、NCの口座から、毎月、入金されたコミッションと同額がIJTの口座に振り替えられている。

なお、HLSが代理店契約を締結している法人W及び法人Vからのコミッション収入は、

HLSの売上に計上されており、IJTには計上されていない。

## ② 経緯

前記のとおり、平成21年6月にNCの秋田コールセンターが閉鎖された後も、西多賀コールセンターにおいて、IJTではなくNCの名前で営業が継続された。その理由は、一つには、IJTが法人Tに対する保険契約担当代理店の地位を有する個別契約(特約を含む。)の全部の保険契約における保険契約担当代理店たる地位を法人Xに譲渡したため、法人Tの商材を取り扱うことができない立場にあったからである。もう一つには、NCもIJTも法人Tを主力の商材として取り扱っていたところ、法人TにおいてはNCの方が代理店としての評価が高く、営業面で事実上法人Tからの優遇を期待できる立場にあったからである。

一方で、当時のKHDの経営者には、もともと、KHDグループのTM事業は、秋田ではNCが行い、仙台ではIJTが行っている、という認識があった。そして、秋田コールセンターを閉鎖し西多賀コールセンターに集約した後は、仙台で行われている以上、NCの名前で行っているとしても、IJTの事業である、との認識が生じた。また、当時のKHDの経営者は、前記のA氏とG氏との間の口頭合意に基づき、秋田コールセンターを閉鎖した後、法人Lとの間で交渉を進めることを予定しており、NCに関する合弁関係は早晚解消されるものとの認識も有していた。そして、合弁解消、すなわちNCがKHDの完全子会社となった後は、同社を清算し、事業譲渡等によって保険会社との間の代理店契約をIJTに移転させることを予定していた。そのため、平成21年6月以降のコミッション収入については、NCではなくIJTの売上として計上するのが合理的と考え、そのような会計処理を行った。

具体的には、C氏が3社の経理業務を一括して受託していたKHDの経理部に指示して上記会計処理を行わせたものであるが、C氏はそのように処理することを当時のKHDの代表取締役であるA氏及び監査役であるAF氏に伝え、同人らの了解を得て指示した。

## (2) 人件費及び経費計上案件

### ① 概要

西多賀コールセンターで業務に従事する従業員は、HLSの保険代理店業務に従事する者(2名乃至5名程度)を除くと全て、NC名義での保険代理店業務に従事している。これらの従業員は、NCが直接雇用する者並びにIJT及びHLSから出向を受けた者であるが、人件費は全額IJTの人件費として計上されている。

また、西多賀コールセンターにかかるその他の経費も全て、IJTの経費に計上されている。

### ② 経緯



前記売上計上案件と同様、当時のKHD経営者が、仙台で行う以上はIJTの事業であるとの認識を有していたこと、NCに関する合弁関係が早晩解消され、同社の清算・事業譲渡等によって保険会社との間の代理店契約をIJTに移転させようと考えていたことから、西多賀コールセンターにかかる人件費その他の経費は、HLSの保険代理店関係の人件費を除き、全てIJTの経費に計上するのが合理的と考え、そのように会計処理したものである。

この経費の計上の処理についても、C氏がA氏及びAF氏にその旨伝え、同人らの了解を得て指示した。

### (3) 株式譲渡価格案件

#### ① 概要

KHDは、NCに対し、平成26年10月31日付けで、その保有するIJT株式100%を577,247千円、HLS株式100%を11,091千円、合計588,338千円にて譲渡した。

#### ② 経緯

KHDは、グループにおけるTM事業の効率化を図るため、平成26年10月、上記株式譲渡を行い、IJT及びHLSをNC傘下の子会社とした。

KHD及びNCは、株式譲渡に際し、法人AG作成の株式評価算定報告書に依拠して譲渡価格を決定した。同株式評価算定報告書においては、IJTの株式についても、HLSの株式についても、DCF法と時価純資産法の折衷法による算定が行われている。また、時価純資産法においても、のれんの算定に当たり、DCF法により算定された将来営業利益の3.5年分をのれんと算定している。

### 3. 売上並びに人件費及び経費が帰属すべき主体についての認定

a. 法人T、法人AB、法人AC及び法人AD（以下「法人T等5社」という。）との間の代理店契約の当事者がNCであること、b. 保険業法上必要な生命保険募集人としての登録及び損害保険募集人としての登録・届出がNC及びその従業員の名義でなされていること、c. 法人T等5社からのコミッションがNCの口座に振り込まれていること、d. 法人T等5社の商材に関する営業に従事するNCの従業員は、NCが直接雇用した者並びにNCがIJT及びHLSから出向を受けた者であること、e. 法人T等5社の商材に関する営業に従事する従業員は、例えばコールセンターにおける受架電の際にNCと名乗るなど、対外的にNCの名前を使用していること、f. 社内的にも、法人T等5社に関する事項の稟議はNC宛てに上げられていること、g. 従業員らもNCの従業員であるとの認識を有していること等から、法人T等5社の商材に関する営業の主体はIJTではなくNCであり、同営業にかかる売上並びに人件費及び諸経費はNCに帰属するものと認めるのが相当である。

なお、このように認定することは、上記の営業実態に加え、保険会社から保険募集の

委託を受けた者が他者に再委託することは保険業法上許されないと解されてきたこと、特に平成24年の保険業法改正により、保険募集の再委託は、例外的に一定の場合（再委託者が同一グループに属する保険会社であり、当該再委託者が保険募集を委託する募集人が再受託者となる場合であって、再委託に係る事項の定めを含む委託に係る契約の締結について内閣総理大臣の認可を受けた場合）に限って認められる旨が定められたこと（保険業法275条3項等）との整合性からも相当であると言える。

## 第5 会計処理の適切性

### 1. 売上計上案件

前記のとおり、保険会社との代理店契約はNCで締結されており、保険会社からの契約獲得に伴うコミッションの入金はNCにされている。また、HLS及びIJTで雇用されている社員は、NCに出向した上で、保険業法上必要な生命保険募集人としての登録及び損害保険募集人としての登録・届出はNC及びその従業員の名義でなされている。さらに、これらの従業員は対外的にNC社員を名乗っている実態がある。これらの営業実態があるにもかかわらず、彼らが営業活動により獲得した売上がIJTの売上として計上されているという会計処理がなされている。

そのような会計処理がなされた経緯及び原因は以下のとおりである。

- a. 平成21年4月に当時資金繰り難の状態にあったKHDのために、IJTは保有保険契約の全てを法人Xに譲渡した上で、同年11月に保険代理店の廃業届を提出して、保険代理業を廃業した。
- b. IJTは、主力商材の提供会社である法人Tから、クレーム発生率が高い等の理由で代理店として低い評価を受けていた。
- c. NCは、秋田コールセンターで法人Tの代理店をしていた際に法人Tから高い評価を受けており、評価の低かったIJTよりも、契約獲得の際のコミッション等の面で優遇されていた。
- d. KHDグループは、TM事業の棲み分けとして、仙台はIJT、秋田はNCという認識があり、平成21年6月に秋田コールセンターを閉鎖したことに伴い、法人Pとの合弁会社であるNCの清算に向けた調整を行おうとしていた。
- e. NCの清算に向けた調整は、合弁事業の相手方である法人Lとの協議がスムーズに進まなかったこと等の理由によりまとまらず、結果的に清算されること無く今日に至っている。

以上の理由により、当時TM事業の責任者であったC氏が、KHDの代表取締役社長であったA氏らの了解のもとで、法人Tを主力とするTM事業の保険契約獲得に伴うコミッション売上について、IJTの売上として計上することとした。

しかしながら「第4 調査により認定した事実 3 売上並びに人件費及び経費が帰属すべき主体についての認定」に記載したとおり、当該売上が帰属すべき主体はNCと認められるのであり、会計上もそのように処理すべきであった。

### 2. 人件費及び経費計上案件

西多賀コールセンターでは、HLS名義のTM事業に従事する同社に直接雇用されている2名乃至5名程度の従業員が存在するほかは、NC名義での保険代理店業務に従事するNCに直接雇用されている従業員並びにHLS及びIJTから出向された従業員であり、これらの

従業員にはそれぞれNCおよびその出向元の会社から給与が支払われているものの、会計処理はHLSの保険代理店業務に従事する者を除いて全てIJTの人件費として処理されている。それにかかる経費についても同様の処理がされている。

その主たる原因は、前記のとおり、仙台でのTM事業はNC名義で行っているものであってもIJTの事業だと言う認識がKHDグループであったことにある。

前記のとおりIJTで計上されているTM事業にかかわる売上はNCで計上すべきであったのであるから、それに対応する人件費及び経費もNCで計上すべきであった。

### 3. 株式譲渡価格案件

平成26年10月31日にKHDは、グループ内のTM事業の組織再編を実施しており、直接100%出資する子会社であったHLSとIJTの全株式をNCに譲渡している。その結果HLSとIJTはKHDの60%出資の子会社であるNCの100%子会社となった。

グループ間での株式異動の際にKHDは第三者機関による株価算定書を取得しており、当該算定書で提示された価格をベースに譲渡価格を決定している。当該算定書では、保険代理店売上がIJTにて今後も計上され続ける事業計画をベースに譲渡価格が算定されており、前記の「売上計上案件」及び「人件費及び経費計上案件」の結果については考慮されていない。

IJTの株価算定書においてはDCF法に基づく株主価値を810,512千円、修正時価純資産法に基づく株主価値を343,983千円としており、両方式の折衷法で適正株主価値を519,522千円～634,972千円としている。当該株価算定の結果を受けてNCはKHDから577,247千円でIJT株式を譲り受けている。しかしDCF法に基づき算定された株主価値の基礎となっている事業計画は本来NCで計上されるべき保険代理店業に基づく収益及び費用が含まれている。また修正時価純資産法に基づく株主価値の基礎となる純資産額も、本来NCで計上すべき収益及び費用がIJTで計上され続けた結果、蓄積されたものであると考えられる。

結果的に株価算定の基礎となる前提条件が著しく異なるため、再度第三者に株価算定を依頼する等の方法によりKHDからNCへのIJT株式の譲渡価格を見直す等の対応を取ることが望ましい。

### 4. 会計処理の修正

IJTで計上されているTM事業に関する売上、人件費及び経費はNCで計上されるべきものであると考えられる。KHDの連結財務諸表上における当該修正に伴う影響額は下記のとおりである。なお修正に伴う税金計算については、現時点で会社が修正申告を行っていないため考慮していない。

【平成21年10月期】

(I J T)

(単位：千円)

項目	IJT修正前	修正額	IJT修正後
	金額	金額	金額
売上高	259,993	▲ 171,554	88,439
売上原価	257,844	▲ 108,059	149,785
売上総利益	2,149	▲ 63,494	▲ 61,345
販売費及び一般管理費	46,040	▲ 19,205	26,835
営業利益	▲ 43,891	▲ 44,289	▲ 88,180
営業外収益	87,034	0	87,034
営業外費用	6,677	0	6,677
経常利益	36,466	▲ 44,289	▲ 7,823
特別利益	0	0	0
特別損失	0	0	0
税引前当期純利益	36,466	▲ 44,289	▲ 7,823
法人税等	357	0	357
当期純利益	36,109	▲ 44,289	▲ 8,180

(NC)

(単位：千円)

項目	NC修正前	修正額	NC修正後
	金額	金額	金額
売上高	127,814	171,554	299,368
売上原価	115,623	108,059	223,682
売上総利益	12,191	63,494	75,685
販売費及び一般管理費	25,652	19,205	44,857
営業利益	▲ 13,461	44,289	30,828
営業外収益	1,814	0	1,814
営業外費用	1,056	0	1,056
経常利益	▲ 12,703	44,289	31,586
特別利益	0	0	0
特別損失	34,775	0	34,775
税引前当期純利益	▲ 47,478	44,289	▲ 3,189
法人税等	220	0	220
当期純利益	▲ 47,698	44,289	▲ 3,409

連結損益計算書

項目	修正影響額
売上高	0
売上原価	0
売上総利益	0
販売費及び一般管理費	0
営業利益	0
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	0
特別利益	0
特別損失	0
税金等調整前当期純利益	0
法人税等	0
少数株主損益調整前当期純利益	0
少数株主利益	17,716
当期純利益	▲ 17,716

【平成22年10月期】

(I J T)

(単位：千円)

項目	IJT修正前	修正額	IJT修正後
	金額	金額	金額
売上高	529,504	▲ 313,437	216,066
売上原価	390,346	▲ 213,131	177,215
売上総利益	139,158	▲ 100,306	38,851
販売費及び一般管理費	108,969	▲ 76,034	32,936
営業利益	30,188	▲ 24,273	5,915
営業外収益	295	0	295
営業外費用	4,701	0	4,701
経常利益	25,782	▲ 24,273	1,509
特別利益	0	0	0
特別損失	8,790	0	8,790
税引前当期純利益	16,992	▲ 24,273	▲ 7,281
法人税等	▲ 143	0	▲ 143
当期純利益	17,135	▲ 24,273	▲ 7,138

(NC)

(単位：千円)

項目	NC修正前	修正額	NC修正後
	金額	金額	金額
売上高	119	313,437	313,557
売上原価	▲ 155	213,131	212,976
売上総利益	274	100,306	100,580
販売費及び一般管理費	2,701	76,034	78,734
営業利益	▲ 2,427	24,273	21,846
営業外収益	15	0	15
営業外費用	1,218	0	1,218
経常利益	▲ 3,630	24,273	20,643
特別利益	5,018	0	5,018
特別損失	0	0	0
税引前当期純利益	1,388	24,273	25,661
法人税等	182	0	182
当期純利益	1,206	24,273	25,479

連結損益計算書

項目	修正影響額
売上高	0
売上原価	0
売上総利益	0
販売費及び一般管理費	0
営業利益	0
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	0
特別利益	0
特別損失	0
税金等調整前当期純利益	0
法人税等	0
少数株主損益調整前当期純利益	0
少数株主利益	9,709
当期純利益	▲ 9,709

【平成23年10月期】

項目	(I J T) (単位：千円)		
	I J T修正前 金額	修正額 金額	I J T修正後 金額
売上高	439,197	▲ 334,902	104,295
売上原価	313,278	▲ 224,781	88,497
売上総利益	125,920	▲ 110,121	15,798
販売費及び一般管理費	114,697	▲ 76,127	38,570
営業利益	11,223	▲ 33,995	▲ 22,772
営業外収益	211	0	211
営業外費用	2,473	0	2,473
経常利益	8,961	▲ 33,995	▲ 25,034
特別利益	0	0	0
特別損失	1,046	0	1,046
税引前当期純利益	7,915	▲ 33,995	▲ 26,080
法人税等	4,023	0	4,023
当期純利益	3,892	▲ 33,995	▲ 30,103

項目	(N C) (単位：千円)		
	N C修正前 金額	修正額 金額	N C修正後 金額
売上高	49	334,902	334,951
売上原価	0	224,781	224,781
売上総利益	49	110,121	110,170
販売費及び一般管理費	85	76,127	76,212
営業利益	▲ 36	33,995	33,959
営業外収益	6	0	6
営業外費用	504	0	504
経常利益	▲ 534	33,995	33,461
特別利益	0	0	0
特別損失	0	0	0
税引前当期純利益	▲ 534	33,995	33,461
法人税等	181	0	181
当期純利益	▲ 715	33,995	33,279

連結損益計算書

項目	修正影響額
売上高	0
売上原価	0
売上総利益	0
販売費及び一般管理費	0
営業利益	0
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	0
特別利益	0
特別損失	0
税金等調整前当期純利益	0
法人税等	0
少数株主損益調整前当期純利益	0
少数株主利益	13,598
当期純利益	▲ 13,598

【平成24年10月期】

項目	(I J T) (単位：千円)		
	I J T修正前 金額	修正額 金額	I J T修正後 金額
売上高	581,735	▲ 503,243	78,492
売上原価	383,609	▲ 315,912	67,698
売上総利益	198,126	▲ 187,332	10,794
販売費及び一般管理費	155,427	▲ 110,408	45,019
営業利益	42,698	▲ 76,924	▲ 34,225
営業外収益	437	0	437
営業外費用	2,708	0	2,708
経常利益	40,427	▲ 76,924	▲ 36,496
特別利益	0	0	0
特別損失	0	0	0
税引前当期純利益	40,427	▲ 76,924	▲ 36,496
法人税等	19,953	0	19,953
当期純利益	20,474	▲ 76,924	▲ 56,449

項目	(N C) (単位：千円)		
	N C修正前 金額	修正額 金額	N C修正後 金額
売上高	0	503,243	503,243
売上原価	0	315,912	315,912
売上総利益	0	187,332	187,332
販売費及び一般管理費	68	110,408	110,476
営業利益	▲ 68	76,924	76,856
営業外収益	4	0	4
営業外費用	1,701	0	1,701
経常利益	▲ 1,765	76,924	75,159
特別利益	0	0	0
特別損失	0	0	0
税引前当期純利益	▲ 1,765	76,924	75,159
法人税等	185	0	185
当期純利益	▲ 1,950	76,924	74,974

連結損益計算書

項目	修正影響額
売上高	0
売上原価	0
売上総利益	0
販売費及び一般管理費	0
営業利益	0
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	0
特別利益	0
特別損失	0
税金等調整前当期純利益	0
法人税等	0
少数株主損益調整前当期純利益	0
少数株主利益	30,769
当期純利益	▲ 30,769

【平成25年10月期】

(I J T)

(単位：千円)

項目	I J T修正前	修正額	I J T修正後
	金額	金額	金額
売上高	617,379	▲ 611,083	6,295
売上原価	325,927	▲ 324,207	1,720
売上総利益	291,452	▲ 286,876	4,575
販売費及び一般管理費	199,222	▲ 193,858	5,364
営業利益	92,230	▲ 93,019	▲ 789
営業外収益	279	0	279
営業外費用	2,741	0	2,741
経常利益	89,768	▲ 93,019	▲ 3,250
特別利益	0	0	0
特別損失	0	0	0
税引前当期純利益	89,768	▲ 93,019	▲ 3,250
法人税等	37,312	0	37,312
当期純利益	52,456	▲ 93,019	▲ 40,563

(NC)

(単位：千円)

項目	NC修正前	修正額	NC修正後
	金額	金額	金額
売上高	0	611,083	611,083
売上原価	0	324,207	324,207
売上総利益	0	286,876	286,876
販売費及び一般管理費	47	193,858	193,905
営業利益	▲ 47	93,019	92,972
営業外収益	4	0	4
営業外費用	255	0	255
経常利益	▲ 298	93,019	92,720
特別利益	0	0	0
特別損失	0	0	0
税引前当期純利益	▲ 298	93,019	92,720
法人税等	189	0	189
当期純利益	▲ 487	93,019	92,532

連結損益計算書

項目	修正影響額
売上高	0
売上原価	0
売上総利益	0
販売費及び一般管理費	0
営業利益	0
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	0
特別利益	0
特別損失	0
税金等調整前当期純利益	0
法人税等	0
少数株主損益調整前当期純利益	0
少数株主利益	37,207
当期純利益	▲ 37,207

【平成26年10月期】

(I J T)

(単位：千円)

項目	I J T修正前	修正額	I J T修正後
	金額	金額	金額
売上高	492,999	▲ 490,986	2,013
売上原価	321,089	▲ 321,128	▲ 39
売上総利益	171,910	▲ 169,858	2,052
販売費及び一般管理費	158,109	▲ 156,903	1,207
営業利益	13,800	▲ 12,955	845
営業外収益	3,639	0	3,639
営業外費用	412	0	412
経常利益	17,028	▲ 12,955	4,072
特別利益	0	0	0
特別損失	7,951	0	7,951
税引前当期純利益	9,077	▲ 12,955	▲ 3,879
法人税等	8,750	0	8,750
当期純利益	326	▲ 12,955	▲ 12,629

(NC)

(単位：千円)

項目	NC修正前	修正額	NC修正後
	金額	金額	金額
売上高	0	490,986	490,986
売上原価	0	321,128	321,128
売上総利益	0	169,858	169,858
販売費及び一般管理費	84	156,903	156,987
営業利益	▲ 84	12,955	12,871
営業外収益	389	0	389
営業外費用	144	0	144
経常利益	161	12,955	13,116
特別利益	0	0	0
特別損失	0	0	0
税引前当期純利益	161	12,955	13,116
法人税等	185	0	185
当期純利益	▲ 24	12,955	12,931

連結損益計算書

項目	修正影響額
売上高	0
売上原価	0
売上総利益	0
販売費及び一般管理費	0
営業利益	0
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	0
特別利益	0
特別損失	0
税金等調整前当期純利益	0
法人税等	0
少数株主損益調整前当期純利益	0
少数株主利益	5,182
当期純利益	▲ 5,182

また、各事業年度における連結上の修正仕訳は下記のとおりとなる。なお、修正に伴う税金等計算についての影響は考慮していない。

(修正仕訳)

(単位：千円)

事業年度	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
平成21年10月期	少数株主損益	17,716	少数株主持分	17,716
平成22年10月期	少数株主損益	9,709	少数株主持分	9,709
平成23年10月期	少数株主損益	13,598	少数株主持分	13,598
平成24年10月期	少数株主損益	30,769	少数株主持分	30,769
平成25年10月期	少数株主損益	37,207	少数株主持分	37,207
平成26年10月(第4四半期)	少数株主損益	5,182	少数株主持分	5,182



## 第6 本件各取引に関する KHD グループ経営陣の意図

### 1. IJT への売上付替えに至る経営陣の認識

KHDグループは、保険に関するTM事業について、平成21年6月にNCの秋田コールセンターを閉鎖し、IJTの事業場である西多賀コールセンターに業務を統合した。その際、最終的には、法人Lとの間でNCに関する合弁事業を解消し、NCが保有する契約に関するTM事業はすべてIJT主体で西多賀コールセンターを運営することを予定していた。そのため、当時の経営陣としては、たとえ保険会社との間の契約関係はNCにあったとしても、秋田コールセンター閉鎖以降の売上はIJTの売上であるという認識があり、その認識に基づいてNCの売上をIJTに全額付け替えた。

### 2. 会計監査人への対応

KHDグループは、会計監査人に対しても、前記1記載の事実及び認識を特に隠すことなく説明している。会計関係の資料も全て当時の会計監査人に開示している。会計監査人からは、NCの保険契約に係る売上及び経費をIJTに計上することについて、特段の問題点があるとの指摘は受けていない。

### 3. 関係者の認識に関するインタビュー結果

当時の会計処理に関与した関係者は、インタビューにおいて、NCの保険契約に係る売上及び経費をIJTに計上することについて、全く違和感がなかったわけではないものの、前記1記載の事実関係及び税理士に対する相談結果から、正当な会計処理であると認識していた旨述べている。

### 4. 会計処理に関する伝票処理等

売上計上案件並びに人件費及び経費計上案件の会計処理としては、保険会社と代理店契約を結んでいるNCの口座に保険会社からの入金があると、それがまずNCの関係会社勘定（債権）に計上され、その後、NCの口座からIJTの口座に送金され、IJTの売上に計上されていた。また、NC名義のTM事業の人件費は、IJTの従業員だけでなく、HLS及びNCに在籍する従業員に対する給与支払も全てIJTにて費用計上されており、当該事業にかかる他の費用についてもIJTで計上されている。

これらの会計処理は、その適否は別として、前記1記載の認識に基づく処理としては一貫している。

### 5. 当委員会の判断

#### (1) 売上計上案件並びに人件費及び経費計上案件に関する経営陣の意図

前記のとおり、NCに計上されるべき売上並びに人件費及び経費がIJTに計上されてきたのは、不適切な会計処理であったと言わざるを得ない。

KHDにとって、IJTは100%出資の完全子会社であった一方で、法人Pとの合弁会社であるNCは60%の株式までしか保有していない会社であったことから、当時のKHDグループの経営陣が、不適切な会計処理であることを認識しながら、NCが上げる収益をIJTの売上に付け替えた可能性を完全に否定することはできない。

しかし、もともとKHDグループのTM事業が、NCは秋田で、IJTは仙台でそれぞれ発足し、継続されてきたことから、KHDグループの経営陣が、秋田コールセンターが閉鎖され西多賀コールセンターに集約された以降の実質的な営業主体はIJTであり、同社の売上として計上して問題ないものと認識したとしても不自然なことではない。また、秋田コールセンター閉鎖後、KHDにおいて法人Lとの間の合弁事業解消に向けた交渉が実際に行われていたことから、当時のKHDグループの経営陣は、合弁事業が早晚解消され、事業譲渡等によりNCの事業がIJTに移転されるであろうとの認識を有していたことが認められるところ、そのような認識に基づけば、IJTの売上として計上するのが合理的であるとも考えることも不自然なことではない。

他方で、KHDグループの経営陣が、KHDが60%の株式しか保有していないNCよりも、100%の株式を保有しているIJTに売上を付け替えようと意図して処理したと積極的に認め得る根拠も調査においては特に発見されなかった。むしろ、会計監査人に対する説明においても、会計処理に関する伝票処理等においても、KHDグループが会計処理の不適切性を隠ぺいしようとするなどの意図的な行動をした形跡は認められない。また、関係者に対するインタビューにおいても、認識及びそれを基礎づける事実関係の説明は各関係者間で概ね一致しており、特段不自然ないし不合理な供述はなかった。

以上の調査結果から、当委員会としては、KHDグループの経営陣が、売上計上案件並びに人件費及び経費計上案件について、会計処理として不適切であることを認識しつつ意図的に行ったものと認めることはできないと判断する。

## (2) 株式譲渡価格案件に関する経営陣の意図

前記第5の3で説明したとおり、売上計上案件並びに人件費及び経費計上案件における会計処理が不適切であったことは、株式譲渡価格案件における適正な譲渡価格にも影響を与える事情である。しかし、NCに対しIJTの株式を譲渡した平成26年10月時点のKHDグループ経営陣には、売上計上案件並びに人件費及び経費計上案件における会計処理が不適切であったとの認識は認められず、したがって、株式譲渡価格案件についても、会計処理が不適切と認識しつつ意図的にこれを行ったものと認めることはできない。

もともと、前記第5の3で指摘したとおり、IJTの株式については再度第三者により評価算定を依頼し譲渡価格を見直すなどの対応を取ることが望ましい。

## 第7 本件事案の問題点及び再発防止策の提言

本件調査において当委員会が把握した本件事案の問題点及びこれを踏まえて当委員会が提言する再発防止策は、以下のとおりである。

### 1. 適正な財務諸表の作成及び表示に関する KHD グループの経営陣の認識

#### (1) 問題点

本件事案において、適切な会計処理を行うならば、平成21年5月以降のIJTにて計上されている保険に関するTM事業の売上について、全てNCにて計上されるべきもので法人Tの事業にかかる人件費及び経費についてもそれに対応して、NCにて計上すべきものであった。

NC及びIJTの経理業務を行うにあたり、会社は当該取引の法的な契約形態に準拠し、かつ、グループ間取引の実態に応じて、一般に公正妥当な企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し、適正に表示すべきであるのに、その認識が希薄であったといわざるを得ない。

#### (2) 再発防止策

KHDは上場企業であるから、有価証券報告書等を通じて株主等の利害関係者に対し財政状態及び経営成績を適正に表示することは、経営者にとって重要な責務である。

KHD及びKHDグループ経営陣においては、適正な財務諸表の作成という経営者の責務の重要性を再認識し、意識改革を図る必要がある。このような経営陣の意識改革及び組織体制の構築により、社内における会計処理上の問題を速やかに察知し、必要に応じた検証等の対応を適時に行うことが期待される。

### 2. 内部監査及び監査役監査の強化

#### (1) 問題点

KHD グループの子会社の内部監査は、KHD の内部監査室が担当しており、取締役会の承認を得た内部監査計画に基づき、原則年1回以上の会計監査、業務監査及び臨時監査が行われることとされている。また四半期毎に「取引関係書類」「四半期報告書」「貸借対照表各勘定」「損益計算書各勘定」の監査を実施している。これらの指導結果については、社長、担当取締役のほか常勤監査役及び会計監査人に報告される体制となっている。また、監査役は、内部監査室と連携しながら、主要な子会社への往査、事業所の現地調査などを通じた会計監査及び業務監査を行う体制となっている。

しかしながら、本件各取引は、内部監査部門による業務監査または監査役監査の段

階で詳細が認知されていれば、適時に問題の解消に至った可能性も否定できない。

## (2) 再発防止策

内部監査が実効的に行われるよう、内部監査部門と監査役の連携をより強化する制度の構築を検討する必要がある。内部監査の実効性を高めるべく、内部監査担当者の会計処理全般に関する教育を徹底していくべきである。

## 3. グループ間取引に関する準則

### (1) 問題点

連結グループ間取引においては、連結集団外部との取引と比較して恣意性が介入しやすく、不適切な会計処理が生じるケースが少なくない。KHDグループにおいては、関係会社管理規程が制定されているが、本件事案において、その問題について十分な検討が行われずに、取引に関する処理がおこなわれていた可能性が高い。

### (2) 再発防止策

グループ全体を総括して取引過程を点検する管理体制を構築する等、グループ間取引の適正性及び公正性を担保するための準則を策定すべきである。

なお、前記のとおり、法人T等5社の商材に関する営業の主体はNCであると認められる一方で、同営業に従事する従業員はNCに籍を置く者だけではなくHLSやIJTに籍を置く者もいる。ところで、金融庁の保険会社向けの総合的な監督指針が平成26年3月18日に改正され、保険代理店において保険募集に従事する役員または使用人の要件が明確化された。この指針改正のパブリックコメント手続において、金融庁は、「保険代理店の使用人は、必ずしも正社員であることまでを求めているものではありませんが、いずれにせよ、本規定に則り、使用人要件及び労働関係法規を遵守している者である必要があり、その契約形態としては、「雇用」「派遣」「出向」といった形態が考えられます。」との見解を示している。HLSまたはIJTで雇用されている従業員がNCの保険代理店業務に従事しているのは、KHDグループ内の出向と解されるが、上記監督指針との関係で使用人要件を遵守していることを明確にするために、HLS及びIJTにおいて、NCとの間の出向契約書や従業員に対する辞令を整備すること、または従業員をNCに転籍させることが検討されて然るべきである。

以上